

「西宮市男女共同参画推進課(男女共同参画センター ウェーブ)」 ツイッターの運用ガイドライン

令和3年 9月 3日策定
西宮市男女共同参画推進課

1. 目的

「西宮市男女共同参画推進課(男女共同参画センター ウェーブ)」ツイッターは、西宮市男女共同参画推進課が行う事業の広報や、男女共同参画及び性の多様性の施策推進を図るための情報をタイムリーに市内外に広く発信することを目的とします。

2. 用語の定義

この規定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) ツイッター

ツイッター社(アメリカ)により開発され、2006年から一般に公開された民間サービスで、140文字以内の短い文章(ツイート)を、インターネット上で不特定多数に公開(発信・閲覧)できるコミュニケーションサービスである。

(2) アカウント

ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(3) いいね!

他のユーザーが投稿した記事に対して、共感や評価など肯定的な意思表示を投稿者に伝えることができる機能をいう。

(4) コメント

他のユーザーが投稿した記事に対し、意見や感想などを投稿することをいう。

(5) リツイート(引用リツイート含む)

他のユーザーが投稿した記事を、自分のタイムライン(ツイッター上で自分の投稿が表示される場所)に表示し、他のフォロワーと共有できる機能をいう。

(6) フォロー・フォロワー

ツイッター上で交流することを認めた特定のユーザーをいう。

3. 運営主体及び公式アカウントの管理

(1) 「西宮市男女共同参画推進課(男女共同参画センター ウェーブ)」ツイッターの運営主体は、市民局人権推進部男女共同参画推進課とする。

(2) 公式アカウント名は西宮市男女共同参画推進課(男女共同参画センター ウェーブ)とし、アカウントの登録メールアドレスは男女共同参画推進課の組織メールアドレスとする。

(3) 公式アカウントのURLは、 <https://www.twitter.com/WaveNishinomiya> とする。

(4) 公式アカウント及び投稿に必要なパスワードの管理は男女共同参画推進課長が行い、パスワードは定期的に変更する。

(5) 成りすましによる誤情報の流布を防止するために、公式アカウントを市ホームページで明示し、認証マークも取得する。

4. 運用方法

(1) 発信する環境

発信に利用できる機器は、セキュリティレベルを確保するため、原則として総務局デジタル推進部が管理する庁内ネットワーク基盤に接続された端末のみとする。

(2) 発信時間

発信時間は、原則として、開庁時間内(平日の午前8時45分から午後5時30分まで)とする。ただし、災害時など、この時間帯以外にも必要に応じて発信する場合がある。

(3) 発信内容

ア. 西宮市男女共同参画センター ウェーブの事業の広報

(講座、相談事業等の紹介)

イ. 性の多様性に関する取組・男女共同参画関連情報の発信

(4) 発信方法

投稿は、男女共同参画推進課職員が記事について男女共同参画推進課長まで決裁のうえ行う。

(5)「いいね!」、リツイート、コメント、フォロー、ダイレクトメッセージの制限

「いいね!」、リツイート、コメント、フォロー、ダイレクトメッセージは、原則として行わない。ただし、本市公式アカウント、政府機関、他の地方公共団体、本市主催・共催・後援事業の関連情報で、男女共同参画推進課長が業務上、特に必要と認めるアカウントや投稿については、この限りではない。

(6) アップデート等による機能追加について

アップデート等により新たな機能が追加された場合は、使用することがある。

5. 情報発信する際の留意事項

「西宮市ソーシャルメディア公式アカウント運用等に関するガイドライン」に掲げる「3. 運用にあたっての基本原則」及び、「4. 運用全般に関する事項の(4)発信及び意見・質問等への対応に関する留意事項」を遵守すること。

6. トラブルへの対応

「西宮市ソーシャルメディア公式アカウント運用等に関するガイドライン」に掲げる「4. 運用全般に関する事項の(5)リスク回避とトラブルへの対応」を遵守すること。

以上